別紙

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項 | 一部を公開することと決定した行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 | 公開しない理由 |
| 第１、宅地造成等規制法に係る許認可について１、起案日、平成27年7月15日　宅地造成に関する工事の許可申請書（大阪府、平成27年7月14日・建審第717-3号）を含む簿冊の「文書件名簿」（簿冊や表題）がわかるもの。２、上記の「文書件名簿」（簿冊や表題）に含まれる文書全部。３、上記の許認可の実態がわかる書類全て。（行政と府民との情報共有）４、建築安全課ならびに審査指導課の保有する文書の「文書件名簿」（簿冊や表題）の大分類、中分類、小分類程度の表題や簿冊名がわかるもの。第２、産業廃棄物処理法違反の通報について１、平成28年1月7日に産業廃棄物の不法投棄として、請求人が阪南市に書面で通報し、その後、大阪府が主体となって調査を行ったが、その件が記録として残されている簿冊の「文書件名簿」（簿冊や表題）がわかるもの。２、上記の「文書件名簿」（簿冊や表題）に含まれる文書全部。３、上記の全容がわかる書類全て。４、その他、関連性のある折衝記録等。５、産業廃棄物指導課が保有する文書の「文書件名簿」（簿冊や表題）の大分類、中分類、小分類程度の表題や簿冊名がわかるもの。第３、産業廃棄物等処理法違反の通報について　その２１、上記第２の件については「大阪府環境指導課　泉州農と緑総合事務所」が調査、意思決定を行ったものとみられるが、その件が記録として残されている簿冊の「文書件名簿」（簿冊や表題）がわかるもの。２、上記の「文書件名簿」（簿冊や表題）に含まれる文書全部。３、上記の全容がわかる書類全て。４、その他、関連性のある折衝記録等。５、泉州農と緑総合事務所が保有する文書の「文書件名簿」（簿冊や表題）の大分類、中分類、小分類程度の表題や簿冊名がわかるもの。※　上記第１から第３までのうち、本件決定の対象は、第２の１から第２の４まで及び第３の１から第３の５までである。 | ・平成29年度～平成15年度簿冊内文書一覧・簿冊内文書一覧（平成27年度　立入検査等の記録）・簿冊内文書一覧（平成28年度　立入検査等の記録）・簿冊内文書一覧（平成29年度　立入検査等の記録）・立入検査結果等（平成28年1月7日対応分）・立入検査結果等（平成28年1月18日対応分）・立入検査結果等（平成28年1月14日対応分）・立入検査結果等（平成28年1月14日対応分）・立入検査結果等（平成28年1月22日対応分）・立入検査結果等（平成28年1月28日対応分）・立入検査結果等（平成28年1月29 日対応分）・立入検査結果等（平成28年2月19日対応分）・立入検査結果等（平成28年2月24日対応分）・立入検査結果等（平成28年2月25日対応分）・立入検査結果等（平成28年2月26日対応分）・立入検査結果等（平成28年3月2日対応分）・立入検査結果等（平成28年3月30日対応分）・立入検査結果等（平成28年4月4日対応分）・立入検査結果等（平成28年4月11日対応分）・立入検査結果等（平成28年4月18日対応分）・立入検査結果等（平成28年4月19日対応分）・立入検査結果等（平成28年4月27日対応分）・立入検査結果等（平成28年5月13日対応分）・立入検査結果等（平成28年5月17日対応分）・立入検査結果等（平成28年5月19日対応分）・立入検査結果等（平成28年5月26日対応分）・立入検査結果等（平成28年5月31日対応分）・立入検査結果等（平成28年6月1日対応分）・立入検査結果等（平成28年6月6日対応分）・立入検査結果等（平成28年6月9日対応分）・立入検査結果等（平成28年6月10日対応分）・立入検査結果等（平成28年7月5日対応分）・立入検査結果等（平成28年7月6日対応分）・立入検査結果等（平成28年7月15日対応分）・立入検査結果等（平成28年7月20日対応分）・立入検査結果等（平成28年7月20日対応分）・立入検査結果等（平成28年7月26日対応分）・立入検査結果等（平成28年8月3日対応分）・立入検査結果等（平成28年8月5日対応分）・立入検査結果等（平成28年10月18日対応分）・立入検査結果等（平成29年1月24日対応分）・立入検査結果等（平成29年1月26日対応分）・立入検査結果等（平成29年2月6日対応分）・立入検査結果等（平成29年2月28日対応分）・立入検査結果等（平成29年3月1日対応分）・立入検査結果等（平成29年3月22日対応分）・立入検査結果等（平成29年3月23日対応分）・立入検査結果等（平成29年3月29日対応分）・立入検査結果等（平成29年3月30日対応分）・府民通報に対する回答（平成28年7月13日対応分）・資料提供依頼の回答（平成28年8月8日対応分） | 〇法人の名称、代表者の氏名、従業員の氏名、所在地、電話番号、事業に係る内容、契約に係る詳細情報、経営状況、印影、メールアドレス、法人を特定し得る情報〇関係者に対する任意の事情聴取内容、府の調査における協力機関の情報〇個人の氏名、住所、電話番号、肖像、行動の記録、思想・信条、個人を特定し得る情報 | ○条例第８条第１項第１号に該当する。本件行政文書（非公開部分）には、法人の名称、所在地等が記載されており、これらを公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。○条例第８条第１項第４号に該当する。本件行政文書（非公開部分）には、関係者に対する任意の事情聴取の結果、府の調査における協力機関の情報が記載されており、これらの情報を公にすることにより、今後同種の調査において、関係者からの協力が得られにくくなり、事実の確認が困難になることや、必要な情報の取得に影響が生じるなど、同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。○条例第９条第１号に該当する。本件行政文書（非公開部分）には、個人の住所、氏名、電話番号等が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 |